

東京都屋外広告物条例施行規則の一部改正

令和5年4月1日より、ハイヤー・タクシーの車体利用広告の規格（面積の上限）を変更します。

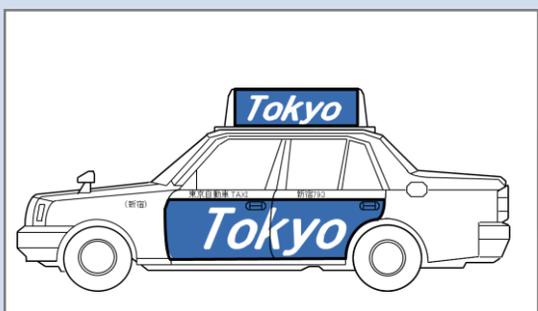
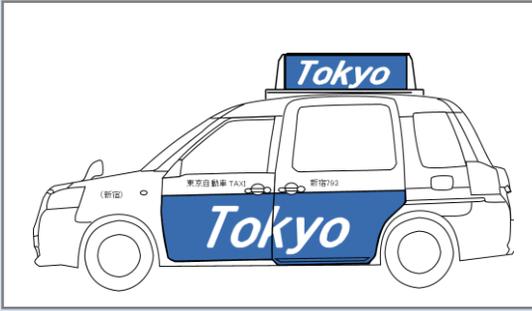


改正内容

1 改正のポイント

- (1) 表示位置は、従前のおりドア部及びトッパ一部に限定
- (2) 表示面積の上限は、ユニバーサルデザインタクシーのうち、主たる車種であるジャパンタクシーを参考に算出
- (3) 表示面積の算出にあたっては、他法令にて表示すべき表示物の支障とならないように配慮

2 改正の内容

現行	改正案
	
<p><車体利用広告の規格（面積）></p> <p>①ドア部 片側1.1㎡以下</p> <p>②トッパ一部 片側0.45㎡以下</p>	<p><車体利用広告の規格（面積）></p> <p>①ドア部 片側1.4㎡以下</p> <p>②トッパ一部 片側0.45㎡以下</p>

3 申請先

- (1) 23区の屋外広告物申請窓口
- (2) 東京都都市整備局多摩建築指導事務所

